

## 第6章

自殺対策の

推進体制等

## 第6章 自殺対策の推進体制等

### 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、鹿沼市が主体となりながら、国・栃木県と連携を図るとともに、以下の体制により施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

保健・医療・福祉・教育・労働等の地域の関係団体で構成される「鹿沼市自殺対策連絡協議会」において、自殺対策の推進に向けた協議・検討を行っていくとともに、相互に連携を図りながら、計画に掲げた施策・事業を推進します。

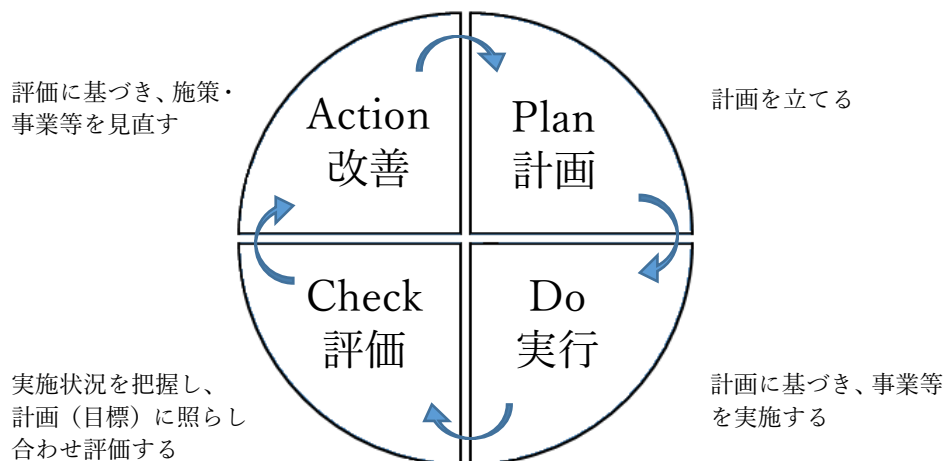
計画の効率的・継続的な推進のため、鹿沼市自殺対策連絡協議会や関係機関及び行政は、一層の連携・協働を図りながら、取り組みを推進します。

### 2 計画の進行管理

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCA サイクルを通じた計画の進行管理を行います。

計画の進行管理体制としては、「鹿沼市自殺対策連絡協議会」において、計画の具体的な推進や評価方法等の検討を行います。

計画の進捗状況や評価については、「鹿沼市自殺対策連絡協議会」に報告し、必要に応じ検討を行います。



鹿沼市自殺対策連絡協議会

区分	所属
地域の代表	鹿沼市自治会連合会
	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会
	鹿沼市食生活改善推進員会
	鹿沼商工会議所
	栗野商工会
	鹿沼保護区保護司会
	栃木県司法書士会県央西支部
	宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会
保健医療関係団体	上都賀郡市医師会
	鹿沼歯科医師会
	鹿沼薬剤師会
	上都賀総合病院精神科医
教育関係団体	鹿沼市小中学校長会
	市内県立高等学校長会
行政機関	栃木県県西健康福祉センター
	鹿沼警察署
	鹿沼市社会福祉協議会
	市内地域包括支援センター
	鹿沼公共職業安定所
	鹿沼市消防本部
	鹿沼市
その他	断酒会
	その他市長が必要と認める機関、者